

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年11月24日（金） 8：17～8：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
鈴木 淳 司 国務大臣（総務大臣）  
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）  
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）  
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）  
宮 下 一 郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）  
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：村 井 英 樹 内閣官房副長官  
森 屋 宏 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 33件
- 公布（法律） 2件
- 政令 6件
- 人事 4件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「エルサルバドル国」及び「コスタリカ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。復権及び刑の執行の免除を行うものであります。

次に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の「特定公募型研究開発業務」に関する報告書等26件を主務大臣の意見を付して国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、高市大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書7件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「金融商品取引法等の一部改正法」外1件が、20日の衆議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「戸籍法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和6年3月1日とするものであります。

次に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和6年3月1日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、条項ずれ修正等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「不正競争防止法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和6年4月1日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、他人の氏名を含む商標の商標登録に関する要件を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、上川外務大臣が、日中韓外相会議出席等のため、河野デジタル大臣が、三極委員会アジア太平洋委員会ソウル地域会合出席等のため、それぞれ明日から26日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、水産庁増殖推進部長坂康之外1名に日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第40回会議日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務事務次官岡野正敬外2名を日本ユネスコ国内委員会委員に任命することを承認することについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、田中貞和外276名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員山本公一を、正三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

- 松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、高市大臣。
- 高市国務大臣：令和4年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施した「特定公募型研究開発業務」に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見について申し上げます。特定公募型研究開発業務では、これまで取り組んできた革新的研究開発推進基金に加え、新たに先端国際共同研究推進基金を設立し、健康・医療分野における事業及びプログラムに関して、関係各省と協議を行い、着実に業務を実施しました。この業務について、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 盛山国務大臣：令和4年度に国立研究開発法人科学技術振興機構が実施した「特定公募型研究開発業務」、独立行政法人日本学術振興会が実施した「学術研究助成業務」及び「特定公募型研究開発業務」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した「大学・高専機能強化支援事業」並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票に係る収益の使途」に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について申し上げます。これらの報告書の概要は別紙のとおりですが、各業務及び収益の使途について、文部科学大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 武見国務大臣：令和4年度に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が実施した「安定供給確保支援独立行政法人基金（抗菌薬原薬国産化支援基金）に係る業務」に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見について申し上げます。安定供給確保支援独立行政法人基金に係る業務については、当該基金に552億9,735万9,000円を交付しました。国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所においては、事業の効果的な運用を目指し、厚生労働省と協議を行い、管理体制・関係規程等を整備した上で基金を造成するなど、着実に業務を実施しました。この業務について、厚生労働大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、農林水産大臣。
- 宮下国務大臣：令和4年度に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した「特定公募型研究開発業務」に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見並びに一般財団法人肥料経済研究所が実施した「安定供給確保支援法

人基金に係る業務」に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見について申し上げます。同機構及び同研究所におけるこれらの業務は、着実な事業運営が行われており、「特定公募型研究開発業務」については農林水産大臣として、「安定供給確保支援法人基金に係る業務」については内閣総理大臣及び農林水産大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○西村国務大臣：令和4年度に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が実施した10件の基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について申し上げます。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のムーンショット型研究開発事業、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業、グリーンイノベーション基金事業、経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業、特定半導体基金事業、ディープテック・スタートアップ支援基金事業、バイオものづくり革命推進事業及び安定供給確保支援基金事業並びに独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の可燃性天然ガス及び重要鉱物の安定供給確保支援基金事業については、基金の造成や事業実施者の公募等を行い、着実に事業を実施しました。これらの業務について、経済産業大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○鈴木（淳）国務大臣：令和4年度に、国立研究開発法人情報通信研究機構が実施した「情報通信研究開発基金に係る業務」に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見について申し上げます。同業務については、国立研究開発法人情報通信研究機構において、体制・規程を整備した上で、基金を造成し、事業の効果的な運用のため、総務省と協議を行い、着実に業務を実施しました。この業務について、総務大臣として、「透明性に十分留意したものであり、適正であった」旨の意見を付しております。

○鈴木（淳）国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。10月の消費者物価指数は、1年前に比べ3.3パーセントの上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ2.9パーセントの上昇となりました。これは、引き続き「生鮮食品を除く食料」が上昇したことなどによるものです。なお、「エネルギー」については、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の効果もあり、下落が続いています。今後も、食料やエネルギー価格の状況など、物価動向を注視してまいります。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：上川大臣及び河野大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理又は事務代理については、松野内閣官房長官を外務大臣の、新藤大臣をデジタル大臣の代理とすることといたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

「閣僚の給与の追加返納」について、お手元の案のとおり申し合わせることにしますので、宜しくお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 5 年 〕  
〔 11 月 24 日 〕 ( 金 )

◎ 一 般 案 件

資 料  
な し

- ☆ エルサルバドル国駐箚特命全権大使星野芳隆外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使有吉勝秀外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて ( 決定 ) ( 外務省 )
- 〃 ☆ 恩赦について ( 決定 ) ( 内閣官房 )

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料  
あ り

- 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和 4 年度特定公募型研究開発業務 ( 革新的研究開発推進基金 ) に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見について ( 決定 ) ( 内閣府本府・文部科学・厚生労働・経済産業省 )
- 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和 4 年度特定公募型研究開発業務 ( 先端国際共同研究推進基金 ) に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見について ( 決定 ) ( 同上 )
- 1. 国立研究開発法人情報通信研究機構令和 4 年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見について ( 決定 ) ( 総務省 )
- 1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和 4 年度特定公募型研究開発業務 ( 大学発新産業創出基金事業 ) に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について ( 決定 ) ( 文部科学省 )

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（文部科学省）
1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（同上）
1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（革新的GX技術創出）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（同上）
1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（同上）
1. 独立行政法人日本学術振興会令和4年度特定公募型研究開発業務（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（同上）
1. 独立行政法人日本学術振興会令和4年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）  
（同上）

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター令和4年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）
1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和4年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和4年度安定供給確保支援独立行政法人基金（抗菌薬原薬国産化支援基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見について（決定）（厚生労働省）
1. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和4年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見について（決定）（農林水産省）
1. 一般財団法人肥料経済研究所令和4年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見について（決定）（農林水産省・内閣府本府）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（経済産業省）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（経済産業省）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（ディープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和4年度特定半導体基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和4年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）

1. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和4年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）  
（経済産業省）
1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備（ALPS）の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問に対する答弁書について（決定）  
（厚生労働省）
1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことに関する質問に対する答弁書について（決定）  
（同上）
1. 参議院議員齊藤健一郎（N党）提出自動運転に関する質問に対する答弁書について  
（決定）  
（国土交通省）
1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備（ALPS）で作業員が洗浄廃液を浴びた事故現場の仮設ホース、仮設タンクに関する質問に対する答弁書について（決定）（原子力規制委員会）
1. 衆議院議員原口一博（立憲）提出普天間飛行場代替施設の建設に必要な費用に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）
1. 衆議院議員原口一博（立憲）提出過去パワハラが報じられた将官の師団長就任に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員原口一博（立憲）提出陸上自衛隊における銃剣道の位置づけに関する質問に対する答弁書について（決定）  
（同上）

◎ 公布（法律）

資料  
なし

☆

- 1. 金融商品取引法等の一部を改正する法律  
（決定）
- 1. 情報通信技術の進展等の環境変化に対応する  
ための社債、株式等の振替に関する法律等の  
一部を改正する法律（決定）

◎ 政 令

資料  
あり

- 戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を  
定める政令（決定）（法務省）
- 〃 ○ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健  
康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期  
日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健  
康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に  
伴う関係政令の整備に関する政令（決定）(同上)
- 〃 ○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期  
日を定める政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に  
伴う関係政令の整備に関する政令（決定）(同上)
- 〃 ○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施  
行期日を定める政令（決定）（防衛省）

◎ 人 事

資料  
なし

☆ 外務大臣上川陽子外 1 名の海外出張について  
（了解）

資料  
あり

- 水産庁増殖推進部長坂 康之外 1 名に日本国政府  
とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両  
国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に  
関する協定に基づく日ソ漁業委員会第 40 回会議  
日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 日本ユネスコ国内委員会委員の任命につき、内閣  
の承認を得ることについて（決定）

資料あり ○元判事田中貞和外276名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配布

☆消費者物価指数（総務省）

☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]